平成２１年（フ）第９１２号
兵庫県姫路市八代本町１丁目16番40号
債務者　上野冨美子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４７号
兵庫県姫路市飾磨区恵美酒120番地
債務者　片山　俊治
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６７号
兵庫県加古郡稲美町加古3248番地の８
債務者　前田　　実
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８２号
兵庫県相生市若狭野町西後明162番地の８
債務者　前田　有美（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８６号
兵庫県姫路市城東町清水17番地　京口団地８棟208号
債務者　見當押晶子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８９号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目９番地３
県営姫路大津鉄筋住宅04棟104号
債務者　後藤　博美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９１号
兵庫県姫路市網干区浜田455番地
債務者　森山喜代美
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９２号
兵庫県姫路市西今宿２丁目１番20―406号
高岡中村コーポパートⅡ、従前の住所兵庫県姫路市網干区興浜570番地44
債務者　片山　秀昭
1　決定年月日時　平成22年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第９８号
兵庫県姫路市兼田301番地８
債務者　永嶺マリコ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２６号
兵庫県加古川市野口町野口346番地の２　宮前２―101号、従前の住所兵庫県加古川市平岡町新在家716番地の８　東加古川ハイタウンＤ―108号
債務者　須見　静恵（旧姓井尾）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１４１号
兵庫県姫路市勝原区丁182番地14
債務者　福嶋　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１０９号
広島市西区井口３丁目８―９木戸ビル201、住民票上の住所広島市西区草津南３丁目１番８号
債務者　上杉　高三
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５０号
広島県大竹市新町１丁目12番５号
債務者　住田鮮魚店こと　住田　昌憲
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１９９号
広島市中区銀山町12番10―406号藤観ビル
債務者　今村　末子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０４号
広島県東広島市河内町中河内115番地８
債務者　藤原　正幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６６号
広島市安佐南区川内５丁目５番15号　ファミール宮本Ａ棟202号
債務者　贊田　光教
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６７号
広島市安佐南区川内５丁目５番15号　ファミール宮本Ａ棟202号
債務者　贊田　栄弥
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
福岡県嘉麻市漆生2299番地30
債務者　森田　英彰
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部